

# 実現に向けて… ～都市整備の方針

## 土地利用

本市の自然的・社会的特性を踏まえ、自然と調和し、快適で機能的な土地利用を図るとともに、地区特性を生かした多様な土地利用を推進します。

## 市街地の開発および再開発

既成市街地内においては、都市機能の強化や地区の活性化、住環境の改善など、地区特性を生かし、それぞれの課題に対応した整備を進め、良好な都市環境の形成に努めます。

また、市街地の伸展方向にある地区においては、戸建て住宅を主とするゆとりと潤いのある新たな市街地へと誘導します。

## 都市交通体系の整備

自動車交通と公共交通機関のバランスのとれた交通体系の実現を目指し、安全・円滑で利便性の高い交通網の整備を図ります。

## 自然的環境および公園緑地の整備

本市の持つ水辺・樹林・田園などの自然的環境の保全と防災に配慮しながら、公園緑地を適切に配置・整備し保全します。

また、河川や道路などを軸とした水と緑の回廊を形成し、ネットワーク化を図ります。

## 下水道および河川の整備

水質の汚濁や浸水を防止し、快適で安全な市民生活を実現するため、市街地を中心に下水道の整備を推進します。

河川は、その流域対策と合わせ、排水施設の機能増大や河川改修の促進に努めます。

## 環境の保全と形成

大気・水・大地・生物などを良好な状態に保持するとともに、環境への負荷の少ない循環型社会の実現に努めます。

## 都市防災

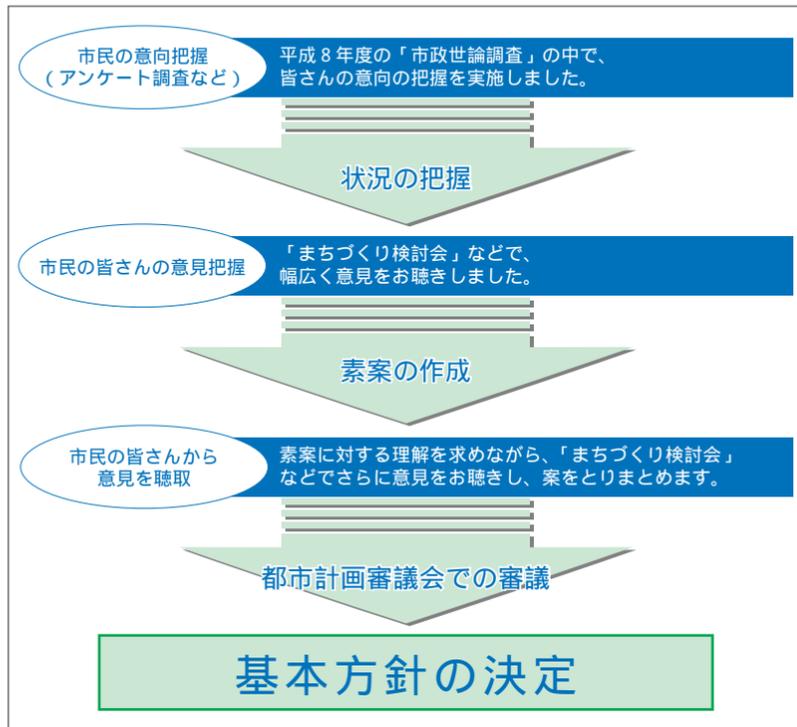
災害の発生を未然に防止し、また、発生した場合の被害を最小限にとどめるため、災害に強い都市構造を目指します。

## 都市景観形成

『四季映える 水辺のまち・にいがた』の実現のため、先人がつくりあげた優れた景観を「まもり」、それを次世代に引き継ぐため「そだて」、さらに、新しい景観を「つくりだす」、という視点を基本に、都市景観の形成に努めます。

# 方針の策定手順

都市計画基本方針の策定については、市民の皆さんの意見を幅広く聴きながら、作業を進めています。



# まちづくりに参加しませんか 17日から地区別検討会を開催

## まちづくり検討会とは？

まちづくり検討会とは、都市計画基本方針について、広く市民の皆さんの意見を聴くための会です。11月17日から市内8地区で、いくつかのグループに分かれて意見交換するワークショップ形式で行います。

市ではこれまで、方針の素案づくりの段階から市民の意見を取り込んでいくことと、平成10年6・7月にも市内8地区で、市民の意見を聴く「第1回まちづくり検討会」を実施しています。11月17日から始まる「第2回まちづくり検討会」では、「まちづくり基本方針策定委員会」(大熊孝委員長)がまとめた方針の素案について、市民の皆さんから意見を伺っていきます。

## 第2回まちづくり検討会日程

地区名	期 日	会 場	時 間
西	11月17日	西地区事務所	夜 昼 の 部 部 : 午 午 後 後 7 2 時 時 〜 9 4 時 時
南	11月18日	鳥屋野地区公民館	
中	11月19日	中地区公民館	
坂井輪	11月22日	坂井輪地区事務所	
中 央	11月24日	中央公民館	
東	11月26日	東地区公民館	
北	11月29日	北地区事務所	
石 山	11月30日	石山地区公民館	

昼の部、夜の部とも内容は同じです。いずれか都合の良い方に参加してください

## 申し込み方法

11月11日(必着)までに、はがきに昼・夜の部の別、住所、氏名、電話番号、年齢を記入し、〒951-8550都市計画課(内線2805)へ、FAXでの申し込みは229-5150へ、インターネットでの申し込みは、アドレスtoshikeikaku@city.niigata.niigata.jpへ  
地区についての意見を聴く会ですので、住んでいる地区の検討会に参加していただきます

# 策定後は…

## 都市計画基本方針の主な活用

都市計画基本方針策定後は、同方針を活用しながらまちづくりを実践していきます。

### 地域特性に応じた独自のルールづくり

市民主体の新潟らしいまちづくりを推進していくには、住民の主体的な活動と、地域レベルの合意形成が重要です。

そのためには、市民、事業者などの主体的な参加と協力のともに、地域特性に応じた都市計画の充実を図り、地区計画などの独自のルールづくりについても検討することとします。

### 都市計画の決定・変更

同方針における、各地区の「まちづくりの目標」を実現するため、今後、本市において具体的な都市計画を定める場合は、同方針を指針として活用し、事業の進捗よく状況や計画の熟度、周辺の動向などを判断し、適切な時期に実施していくこととします。

### 各種事業の推進

同方針におけるまちづくりを実現するためには、その基幹となる都市基盤整備を推進していく必要があります。

このため、計画や構想段階の事業についても具体化を推進するとともに、同方針に基づき新たな事業構想・計画の策定を検討します。

### まちづくりへのさまざまな支援

で示したとおり、本市の都市計画をはじめとした「まちづくり」を推進していくためには、市民などによる地域レベルでのまちづくりへの主体的な活動と合意形成が重要です。

このことから、同方針を活用してまちづくり組織の育成やまちづくり活動への支援に努めます。

### 基本方針の見直しについて

同方針は、目標とする期間が長期にわたることから、市民生活や産業活動などの社会環境の変化に対応したまちづくりを推進するため、必要に応じて同方針の見直しを行います。

## 問い合わせ

都市計画課

(内線2805)へ

